

岩手県告示第191号

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」という。）第23条第2項の規定により、岩手県営運動公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和5年4月1日

表1 施設の利用料金

公園施設名	使用の区分	単 位	利用料金		
			一 般	学生及び生徒	
陸上競技場	貸切使用の場合	1日までごとに	円 72,820	円 24,600	
		半日までごとに	午前	25,920	8,880
	午後		46,900	15,720	
	場の場合	1日までごとに	24,600	12,370	
		半日までごとに	午前	8,880	4,510
	午後		15,720	7,860	
	個人使用の場合	1人1時間までごとに	120	60	
補助競技場	貸切使用の場合	1時間までごとに	700	270	
野球場	貸切使用の場合	1時間までごとに	790	400	
サッカー・ラグビー場	第1グラウンド	入場料等を徴収する場合	1日までごとに	59,770	23,290
		入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	2,820	1,400
	1時間までごとに半面ごとに		1,410	700	
第2グラウンド	入場料等を徴収する場合	1日までごとに	13,270	5,380	
		1時間までごとに1面ごとに	620	320	
	1時間までごとに半面ごとに		310	160	
テニスコート	入場料等を徴収する場合	1日までごとに1面ごとに	9,380	4,950	
	入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	800	400	
スポーツクライミング競技場	貸切使用の場合	1時間までごとに1面ごとに	270	120	
	個人使用の場合	1人1時間までごとに	140	70	

備考 「平日」とは、休日以外の日をいい、「休日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

表2 附属の施設又は設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
拡声機	陸上競技場	半日までごとに	円 6,250
	補助競技場、サッカー・ラグビー場及びテニスコート	半日までごとに	1,230

審判用具	1式につき	2,250	
陸上競技用具	鋼製巻尺 (20メートル)	1日までごとに1個ごとに	40
	鋼製巻尺 (50メートル)	1日までごとに1個ごとに	80
	鋼製巻尺 (100メートル)	1日までごとに1個ごとに	120
	走高跳び用高度計	1日までごとに1本ごとに	90
	棒高跳び用高度計	1日までごとに1本ごとに	210
	ストップウォッチ (100分の1)	1日までごとに1個ごとに	40
	ストップウォッチ (5分の1)	1日までごとに1個ごとに	30
	ストップウォッチ (ラップ用)	1日までごとに1個ごとに	70
	マラソン用親時計	1日までごとに1個ごとに	450
	手旗 (赤及び白)	1日までごとに1組ごとに	20
	バトン	1日までごとに1本ごとに	20
	ポール	1日までごとに1本ごとに	100
	抽せん器	1日までごとに1組ごとに	30
	地 (砂) ならし器	1日までごとに1個ごとに	70
	ライン引器	1日までごとに1個ごとに	40
	やり (男子用)	1日までごとに1本ごとに	60
	やり (女子用)	1日までごとに1本ごとに	60
	円盤 (男子用)	1日までごとに1個ごとに	40
	円盤 (ジュニア用)	1日までごとに1個ごとに	40
	円盤 (女子用)	1日までごとに1個ごとに	40
	砲丸 (7,257グラム)	1日までごとに1個ごとに	40
	砲丸 (5,443グラム)	1日までごとに1個ごとに	40
	砲丸 (4,000グラム)	1日までごとに1個ごとに	40
	砲丸 (2,721グラム)	1日までごとに1個ごとに	40
	ハンマー (7,257グラム)	1日までごとに1個ごとに	60
	ハンマー (5,443グラム)	1日までごとに1個ごとに	60
	投てき距離標識	1日までごとに1組ごとに	400
	表彰台	1日までごとに1式ごとに	130
	ハードル運搬車	1日までごとに1台ごとに	300
	コースナンバー標識	1日までごとに1個ごとに	40
	走幅跳び及び三段跳び距離表示器	1日までごとに1組ごとに	160
	フィールド試技順序表示器	1日までごとに1組ごとに	200
電光式表示器	1時間までごとに1台ごとに	450	
風速計	1日までごとに1台ごとに	80	
スターティングブロック	1日までごとに1台ごとに	60	
角度表示器	1日までごとに1個ごとに	30	
距離測定器	1日までごとに1個ごとに	440	
投てき用角度表示器	1日までごとに1個ごとに	30	

ハードル	1日までごとに1個ごとに	60
バー（跳躍用）	1日までごとに1本ごとに	40
棒高跳び用マット	1日までごとに1式ごとに	450
走高跳び用マット	1日までごとに1式ごとに	210
走高跳び用支柱及びバー止め	1日までごとに1式ごとに	120
棒高跳び用支柱及びバー止め	1日までごとに1式ごとに	390
3,000メートル障害器	1日までごとに1式ごとに	130
踏切板標識	1日までごとに1個ごとに	30
マラソン距離標識	1日までごとに1式ごとに	210
ビデオカメラ装置	1日までごとに1式ごとに	450
トラック競技速報表示器	1日までごとに1式ごとに	450
フィールド成績表示器	1日までごとに1式ごとに	450
投てき光波距離計	1日までごとに1式ごとに	450
ファールセーブ表示板	1日までごとに1式ごとに	20
ベストエイト表示板	1日までごとに1式ごとに	30
陸上競技用具の利用料金の合計額が14,980円を超える場合		14,980
テント	1日までごとに1張につき	370
ロッカー	1回につき	100
全自動電気計時装置	1日までごとに1式につき	2,900
温水シャワー	1回につき	100
会議室	1時間までごとに	220
電気料	実費を基準として知事が定める額	

表3 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位		利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	円 1,230
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	410
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに		110
興行	1日までごとに		8,200
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1日までごとに		4,100